

公布された規則のあらまし

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則（規則第三六号）

1 佐賀県環境センターの企画・情報課を廃止するとともに、大気・水質課及び環境理学課の分掌事務を改めることとした。（第二条及び第三条関係）

2 所長及び副所長がともに不在のときは、所長が指名する課長が所長の職務を代行することとした。（第六条関係）

3 副所長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。（第七条関係）

4 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則（規則第三七号）

1 佐賀県立総合看護学院に非常勤の学院長を置くこととした。
（第四条及び第八条関係）

2 佐賀県立総合看護学院の教務部に教務主幹を置くこととした。
（第四条、第五条及び第二五条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第三八号）

1 佐賀中部保健福祉事務所の健康推進第一課及び健康推進第二課を統合し、健康推進課を置くことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則（規則第三九号）

1 専用水道の設置者が定める水道技術管理者の資格は、水道法施行令第四条の規定により簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者等とすることとした。（第一五条関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県立九千部学園管理規則等の一部を改正する規則（規則第四〇号）
 - 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、佐賀県立九千部学園管理規則ほか四規則について、引用条項の改正その他所要の改正を行うこととした。
 - 2 佐賀県立九千部学園に副園長を、佐賀県療育支援センターに副所長を置くことができることとした。
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第四一号）
 - 1 佐賀県総合福祉センターの判定課内に置いている機能回復訓練室を同センターの障害者支援課に置き、同室に係る事務を障害者支援課で行うこととした。（第三条関係）
 - 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第四二号）
 - 1 伊万里土木事務所の道路課及び河川・ダム建設課を廃止し、工務課を置くこととした。（第三条及び第四条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第四三号）
 - 1 各農林事務所の農政課の分掌事務に青年農業者等の確保及び育成に関することを加えることとした。（第四条関係）
 - 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立図書館処務規則（規則第四四号）

- 1 佐賀県立図書館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立博物館処務規則（規則第四五号）

- 1 佐賀県立博物館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（規則第四六号）

- 1 佐賀県立九州陶磁文化館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立美術館処務規則（規則第四七号）

- 1 佐賀県立美術館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立名護屋城博物館処務規則（規則第四八号）

- 1 佐賀県立名護屋城博物館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（規則第四九号）

- 1 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の組織、各課の分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県総合体育館条例施行規則（規則第五〇号）

- 1 この規則は、佐賀県総合体育館条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県ヨットハーバー条例施行規則（規則第五一号）
- 1 この規則は、佐賀県ヨットハーバー条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県立宇宙科学館条例施行規則（規則第五二号）
- 1 この規則は、佐賀県立宇宙科学館条例の施行に関し必要な事項を定めるととした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県少年自然の家設置条例施行規則（規則第五三号）
- 1 この規則は、佐賀県少年自然の家設置条例施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第五四号）
- 1 新たに技術員、社会教育主事、学芸員、学芸員補の職を設置することとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則（規則第五五号）
- 1 知事の権限のうち、教育委員会が管理する施設の使用料又は手数料に関し必要な事項を定める権限を教育委員会に委任しないこととした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。